

月刊『税』2019年12月号掲載

外国人住民増加による個人住民税の課題

キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 柏木恵

はじめに

本稿は、外国人住民増加による個人住民税（以下、住民税と略す）の課題について検討する。

日本は長年の低い出生率が影響し人口が減少している。特に勤労世代が減少し、高齢化が進んでいる。現在の状況で、急に出生率が増加し人口が増加するとは考えにくい。今後の労働力が課題である中、外国人の増加は労働力の増加や人口減少への貢献が期待される。

2019年1月1日現在の住民基本台帳人口（住民票に記載されている者の数）の外国人住民は、266万7199人である（外国人住民の割合は全体の2.09%）。前年より16万9543人増加した（6.79%増）。2018年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、12月14日に公布された。新たな在留資格である「特定技能」が創設され、今後さらに在留外国人が増加することが予想される。

外国人住民が増加したことにより、これまでにはなかった地方税の課題が出てきている。住民税は、ワーキングホリデーやアルバイトなどの外国人の短期労働者が増加する中、納税通知書の発送時には、すでに国内で転居していたり、国外に転出していたりする場合も多く徴収できないことが増えている。こうしたことが起こる背景には、まずは、住民税が翌年度課税であるので、そもそも所得の発生と納税に時差が起きることが挙げられる。そして、外国人の住民税が特別徴収されずに普通徴収になっていることがある。これは日本の事業者と外国人双方の地方税に対する理解不足が理由である。さらに、出国の際に転出手続が必要であるが、罰則規定がないことなどから、元居住自治体が、当該外国人の帰国後の住所や電話番号などの連絡先を得られずに、出国後に徴収不可能になってしまうことが挙げられる。それから、租税条約に住民税が盛り込まれていない国が多いため、また盛り込まれていたとしても、執行共助までに至っていないことが挙げられる。こうした住民税の課題を検討する必要がある。

また、住民税は1月1日に住所を有する住民に課税されるので、たとえば同じ半年間の滞在でも、1月1日に居住しているか否かで、課税対象か非課税対象になるので、外国人の間で不公平感が生じている。こうした不公平感は、感情からくるので甘くみているとロコミで広がっていく可能性がある。そういった点からも、外国人にかかわる住民税の課題は検討する必要がある。

住民税を検討する必要を説く理由には、自治体税務職員数の減少も挙げられる。1994年には85,000人程度いた税務職員が2016年には70,000人程度にまで減少した。1994年には6.8人の税務職員で住民10,000人に対応していたのが、2016年には5.5人に対応して

いることになる。今後も地方公務員は減少していくので、業務の効率化は必須である。特に、住民税は自治体の基幹税であり、毎年1月末から5月末の当初課税や定期課税と呼ばれる時期は業務量も多く、長年問題視されてきた。外国人住民の増加による住民税の滞納の増加は単に対応時間が長くなるだけでなく、言語や文化、ルール、距離の違いによるコミュニケーションの難しさも業務を煩雑化させる。こうした課題が顕在化し始めた今のうちに、自治体職員が疲弊してしまう前に、しっかりと検討する必要がある。

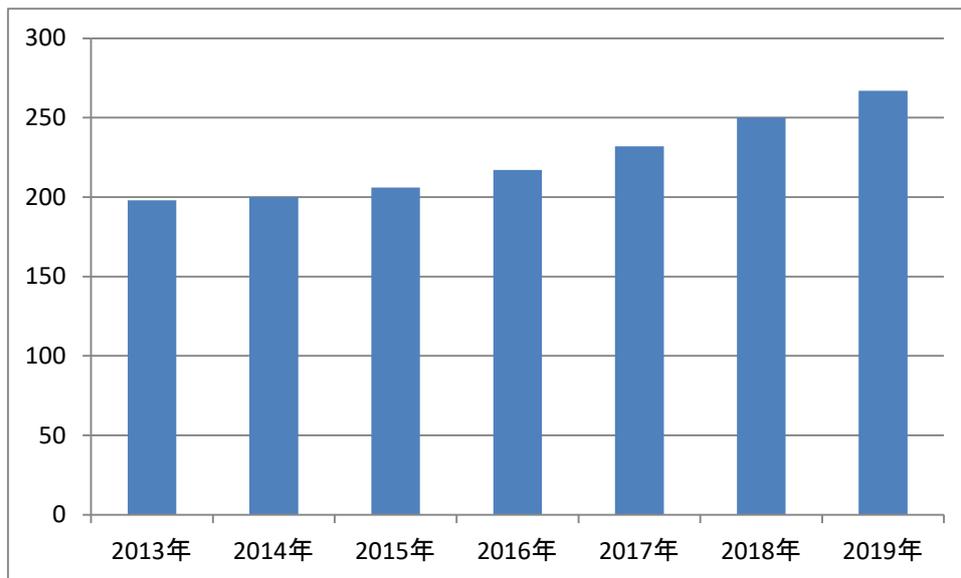
外国人に関する課題については、日本政府も以前から把握している。観光立国を掲げている日本としては、訪日外国人旅行者数の増加は望むところである。また、筆者が冒頭述べたように、人口減少・労働力不足を補うためにも、外国人住民や就労外国人の増加は歓迎すべき状況である。しかし、本稿で検討する住民税の滞納をはじめ、日本人と外国人が安心安全に共存するには課題がある。日本政府は2018年12月25日に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を公表した。その中に「納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備」が述べられている。今後の進捗に期待したい。

第1章では、外国人住民の動向について概観する。第2章では、外国人住民の増加による住民税の課題を把握する。第3章では、外国人に対する政府の対策について概観する。第4章で今後の解決策について検討する。

第1章 外国人住民の動向

図1は、住民基本台帳人口の外国人住民の推移である。2013年には198万人だったが、その後年々増加し、2019年には、266万7199人となった。

図1 住民基本台帳人口の外国人住民の推移（2013年～2019年）（単位：万人）

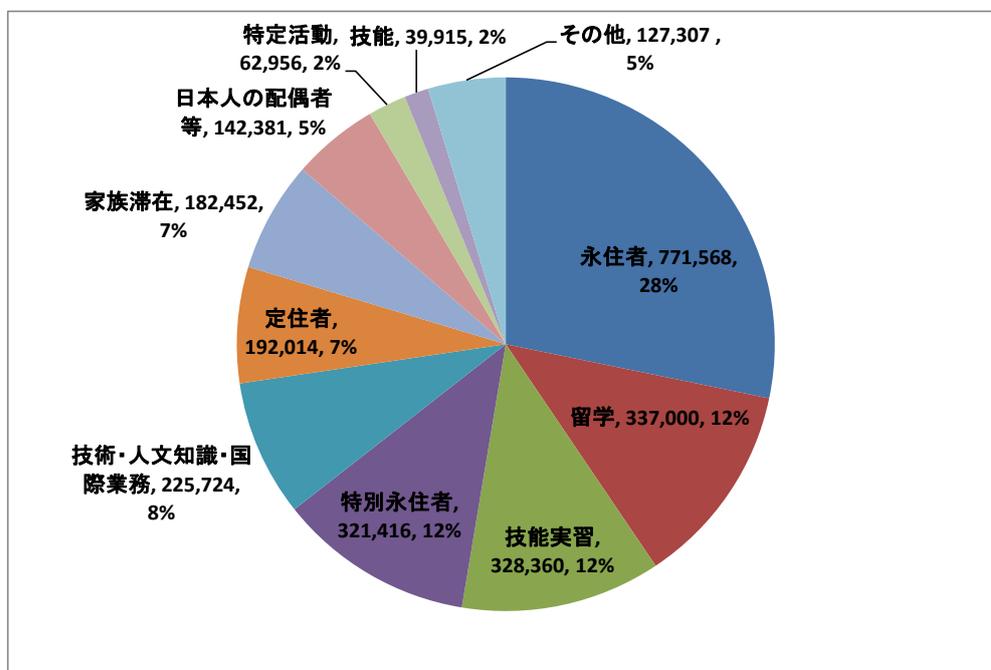


出所：総務省（2019）『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）』3頁、第1-3表 住民基本台帳人口の推移【外国人住民】より作成。

外国人の実態は、総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」と法務省入管管理局の「在留外国人統計」で把握できる。2018年のデータを比べると、住民基本台帳は250万人、在留外国人統計は273万人と住民基本台帳の外国人数が少ない。在留外国人統計よりも住民基本台帳の人数が少ないのは、在留外国人のうち、住民基本台帳に登録できるのは、「我が国に在留資格をもって在留する外国人であって、3カ月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の者」となっているからである。

図2は、2018年末の在留外国人の在留資格別の構成比である。永住者、留学、技能実習の順となっている。2018年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、新たな在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月より運用が開始された。この特定技能の創設で今後ますます外国人が増加すると考えられる。この特定技能は、特定産業分野（14分野）に対して対象とされており、特定産業分野は、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業である。特定技能1号とは、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。特定技能2号は建設、造船・船用工業のみ受入れ可である。

図2 在留外国人の構成比（在留資格別）（2018年末）（単位：人、%）

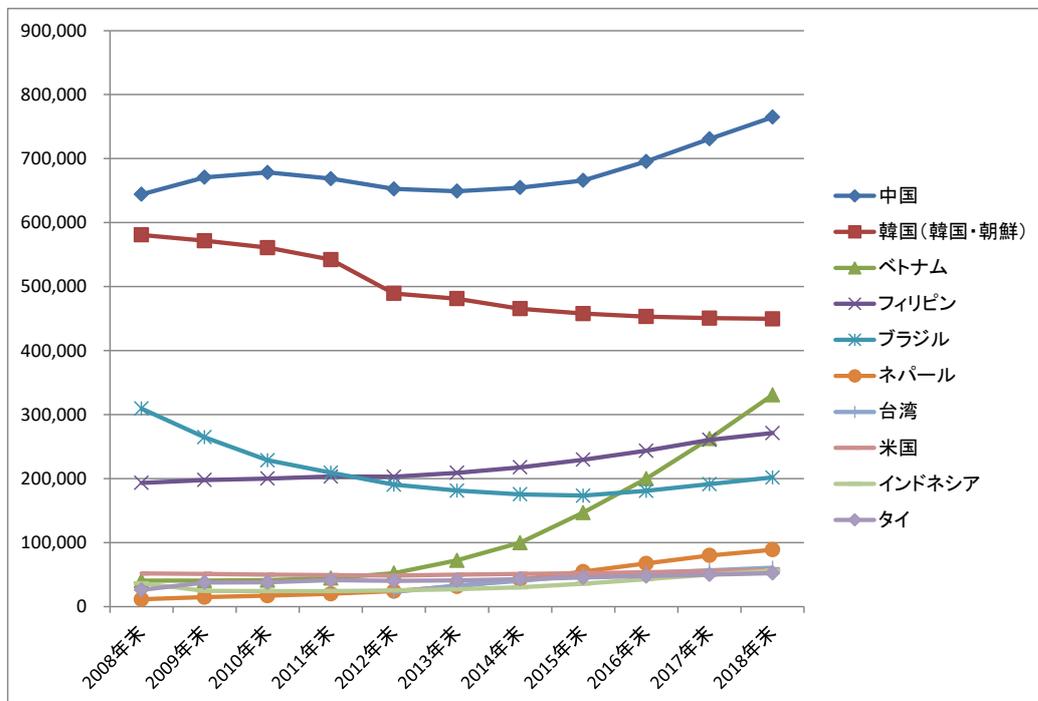


出所：在留外国人統計（2019）第3表 在留資格別年齢・男女別在留外国人より作成。

図3は在留外国人数の国籍・地域別推移を示している。1位中国、2位韓国、3位ベトナム、4位フィリピン、5位ブラジル、6位ネパール、7位台湾、8位米国、9位インドネシ

ア、10位タイの順である。中国人は上昇傾向にあるが、韓国人は減少傾向にある。2012年末よりベトナムが急激に伸びており、2016年末にはブラジルを抜き、2017年末にはフィリピンに追いついた。ネパール人も増加している。

図3 在留外国人数の国籍・地域別推移（2008年末～2018年末）（単位：人）



注) 韓国については、平成 23 年末までは、韓国・朝鮮として計上されていた。

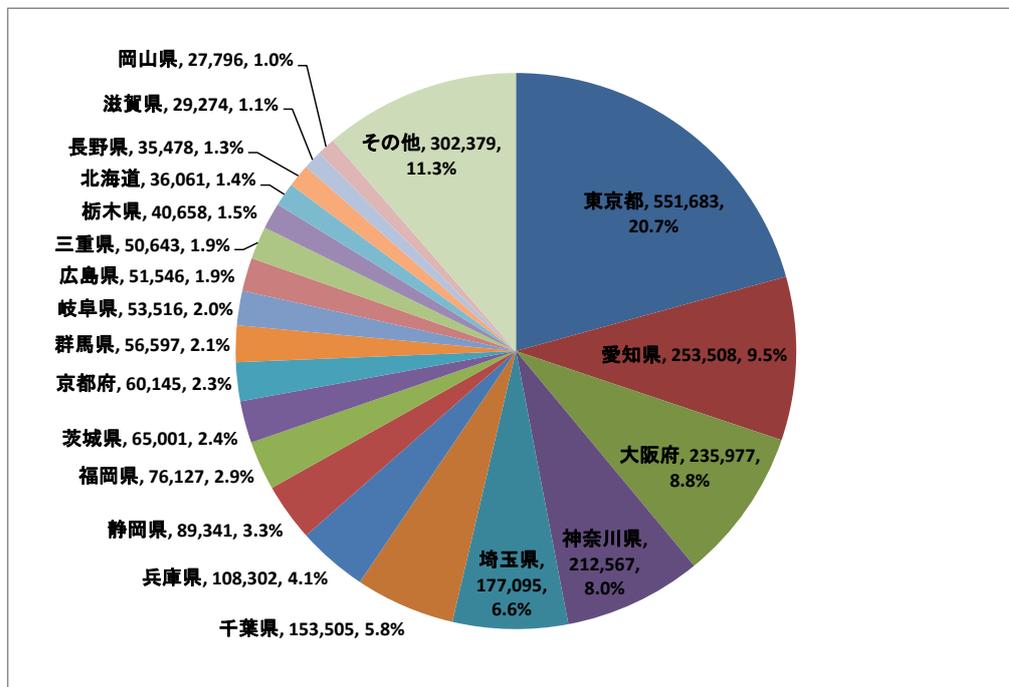
出所：在留外国人統計各年版 第 1 表 国籍・地域別在留資格（在留目的）別在留外国人より作成。

再び住民基本台帳に戻って、地域ごとの状況を見てみる。図 4 は、2019 年 1 月 1 日現在の都道府県別外国人住民数である。1 位は東京都の 551,683 人 (20.7%)、2 位は愛知県の 253,508 人 (9.5%)、3 位は大阪府の 235,977 人 (8.8%)、4 位は神奈川県 of 212,567 人 (8.0%)、5 位は埼玉県の 177,095 人 (6.6%)、6 位は千葉県の 153,505 人 (5.8%)、7 位は兵庫県の 108,302 人 (4.1%)、8 位は静岡県の 89,341 人 (3.3%)、9 位は福岡県の 76,127 人 (2.9%)、10 位は茨城県の 65,001 人 (2.4%) である。1 位から 10 位までで 72% を占めている。

さらに自治体ごとにみてみよう。表 1 は、2019 年 1 月 1 日現在の市区町村別の外国人住民数を示している。1 位は大阪市の 137,467 人、2 位は横浜市の 97,532 人、3 位は名古屋市の 83,244 人、4 位は神戸市の 48,205 人、5 位は京都市の 46,451 人、6 位は東京都新宿区の 43,068 人、7 位は川崎市の 41,702 人、8 位は福岡市の 37,130 人、9 位は川口市の 35,988 人、10 位は江戸川区の 35,710 人である。ちなみに、東京 23 区の特別区以外の政令指定都市の区は市の中にまとめている。大阪生野区は 27,807 人で 14 位の板橋区よりも上位になる。横浜市中区は 16,810 人、川崎市川崎区は 15,853 人、神戸市中央区は 13,055 人、横浜市鶴見区は 12,902 人であり、どの区も 50 位以内になるだけの外国人住民

を抱えている。

図4 都道府県別外国人住民数（2019年1月1日現在）（単位：人、%）



出所：平成31年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成30年（1月1日から同年12月31日まで）人口動態（都道府県別）（外国人住民）より作成。

第2章 外国人住民増加による住民税の課題

外国人住民増加による住民税の課題について検討する。

住民税は前年所得に課税される翌年度課税で、1月1日に住所を要する住民に課税される。図2でみたように、在留資格には様々な種類があり、在留期間も3か月から数年までと様々である。また、2019年4月より運用されている新たな在留資格「特定技能」も、特定技能1号の在留期間は1年、6か月、4か月後の更新、通算で上限5年までとなっており、特定技能2号の在留期間も3年、1年又は6か月ごとの更新となっている。このようにさまざまな在留期間があるため、外国人の短期労働者が増加する中、住民税は翌年度課税なので、納税通知書の発送時には、すでに国内で転居していたり、国外に転出していたりする場合も多く、自治体が当該外国人の居場所や財産を把握できず、住民税を徴収できないことが増えている。

外国人の住民税不納付が起こる背景には、特別徴収されずに普通徴収になっていることがある。日本の事業者と外国人双方の地方税に対する理解不足が理由である。事業者によっては、雇っている外国人が課税されないように、年末年始に出国するように指示を出しており、パスポートを持ってきて、賦課期日での不在を主張するという悪質な事例もある。

表1 自治体別外国人住民数（2019年1月1日現在）（単位：人）

| | | | | | | | |
|----|------|-------|---------|----|------|------|--------|
| 1 | 大阪府 | 大阪市 | 137,467 | 26 | 東京都 | 荒川区 | 19,131 |
| 2 | 神奈川県 | 横浜市 | 97,532 | 27 | 大阪府 | 東大阪市 | 17,971 |
| 3 | 愛知県 | 名古屋市 | 83,244 | 28 | 千葉県 | 船橋市 | 17,959 |
| 4 | 兵庫県 | 神戸市 | 48,205 | 29 | 東京都 | 杉並区 | 17,722 |
| 5 | 京都府 | 京都市 | 46,451 | 30 | 愛知県 | 豊田市 | 17,259 |
| 6 | 東京都 | 新宿区 | 43,068 | 31 | 愛知県 | 豊橋市 | 17,219 |
| 7 | 神奈川県 | 川崎市 | 41,702 | 32 | 千葉県 | 市川市 | 17,004 |
| 8 | 福岡県 | 福岡市 | 37,130 | 33 | 千葉県 | 松戸市 | 16,303 |
| 9 | 埼玉県 | 川口市 | 35,988 | 34 | 東京都 | 台東区 | 15,433 |
| 10 | 東京都 | 江戸川区 | 35,710 | 35 | 神奈川県 | 相模原市 | 14,795 |
| 11 | 東京都 | 足立区 | 31,706 | 36 | 大阪府 | 堺市 | 14,142 |
| 12 | 東京都 | 豊島区 | 30,223 | 37 | 北海道 | 札幌市 | 13,488 |
| 13 | 東京都 | 江東区 | 29,472 | 38 | 福岡県 | 北九州市 | 13,315 |
| 14 | 東京都 | 板橋区 | 26,759 | 39 | 東京都 | 品川区 | 13,042 |
| 15 | 千葉県 | 千葉市 | 26,266 | 40 | 岡山県 | 岡山市 | 13,026 |
| 16 | 埼玉県 | さいたま市 | 24,724 | 41 | 東京都 | 八王子市 | 12,936 |
| 17 | 静岡県 | 浜松市 | 24,336 | 42 | 宮城県 | 仙台市 | 12,883 |
| 18 | 東京都 | 大田区 | 24,199 | 43 | 東京都 | 墨田区 | 12,645 |
| 19 | 東京都 | 北区 | 22,621 | 44 | 群馬県 | 伊勢崎市 | 12,622 |
| 20 | 東京都 | 葛飾区 | 21,849 | 45 | 愛知県 | 岡崎市 | 11,721 |
| 21 | 東京都 | 世田谷区 | 21,379 | 46 | 兵庫県 | 尼崎市 | 11,342 |
| 22 | 東京都 | 港区 | 20,057 | 47 | 群馬県 | 太田市 | 11,140 |
| 23 | 東京都 | 練馬区 | 19,653 | 48 | 兵庫県 | 姫路市 | 11,030 |
| 24 | 東京都 | 中野区 | 19,326 | 49 | 東京都 | 文京区 | 10,808 |
| 25 | 広島県 | 広島市 | 19,187 | 50 | 東京都 | 渋谷区 | 10,639 |

出所：平成31年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成30年（1月1日から同年12月31日まで）人口動態（市区町村別）（外国人住民）より作成。

住民税は、所得税と異なり、翌年度課税であるため、所得の発生と納税に時差があることも、複雑化を招いている。最近では、ワーキングホリデーや留学、就学なども増えており、短期滞在者も増えている。所得税法基本通達3-3および施行令14条1号では、国内在留が1年未満であることが明らかである場合は、国内に住所を有するものと推定されないとされており、短期滞在者は非居住者となる。国税庁法令解釈通達164-1では、「所得を支払う者が所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の納税が完結する」ため、非居住者の給与や報酬に対しては、「源泉分離課税」となっている。所得税では非居住者であるのに、住民として住民税がかかることに矛盾を抱かれる。源泉分離課税なので給与支払者は支払調書を税務署に提出すれば完了し、自治体に給与支払報告書は送られず、結果として、自治体は国税レベルの収入を把握できない。

北海道のニセコリゾートがある倶知安町は、夏はラフティング、冬はスキーで賑わっており、外国人のラフティングガイドは夏の間だけ、スキーガイドは冬の間だけ働く短期滞在者も多い。同じ所得を得ていたとしても、夏に働くラフティングガイドには住民税がかからず、冬のスキーガイドには住民税がかかるため、不公平感が生じている。

出国の際には、転出手続が必要であるが、罰則規定がないことなどから、該当する外国

人の帰国後の住所や電話番号などの連絡先が得られずに出国後に徴収不可能になってしまう。国外転出の場合は、多くの場合、国名しか分からないので、転出した外国人があとから連絡をしてこない限り、公示送達になってしまう。

また、在留資格の更新の際に、住民税の証明（課税・納税）が必要となるが、源泉分離課税で所得税は納めてあっても、住民税を納めていない場合は、法務省入国管理局から本人または事業者へ連絡が行き、本人または事業者から自治体への申し出があつて初めて、住民税の課税漏れが発生していることがわかる。在留資格更新のために、住民税を賦課し、納税してもらうことになる。在留資格更新者は納税の確認が行われるが、たとえば、スキーインストラクターの場合、技能1年の在留資格が下りる。継続する場合、毎年新規で在留資格を取得しているため、過去に住民税を滞納していてもチェックされない。永住者も同様である。こういった点も住民税の徴収を妨げている。

第3章 外国人住民に対する政府の対策

つづいて、外国人住民に対する政府の対策について概観する。

(1) 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策

近年、日本で本格的に外国人住民について検討するようになったのは、2006年4月に内閣官房に設置された「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」からである。日本に滞在する外国人が2005年末には約200万人に達し、1995年末と比較すると約65万人の増加となっており、今後の増加が見込まれるとともに、いろいろな課題がみえてきたからである。連絡会議では、2006年6月に中間報告を行い、2006年12月25日に『生活者としての外国人』に関する総合的対応策¹⁾を公表した¹⁾。

具体的施策は以下のとおりである。

1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり
 - ①日本語教育の充実
 - ②行政・生活情報の多言語化
 - ③地域における多文化共生の取組の促進
 - ④防災ネットワークの構築
 - ⑤防犯対策の充実
 - ⑥住宅への入居支援
 - ⑦母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及
2. 外国人の子どもの教育の充実
 - ①公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実
 - ②就学の促進
 - ③外国人学校の活用、母国政府との協力等
3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等
 - ①社会保険の加入促進等

¹⁾ 内閣官房ホームページ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/honbun2.pdf>

- ②就労の適正化のための事業主指導の強化
- ③雇用の安定
- 4. 外国人の在留管理制度の見直し等
- ①外国人の在留状況等の正確な把握等
- ②在留期間更新等におけるインセンティブ

これらの施策に対して、2007年度から2017年度の10年間で総額199.9億円の予算額が計上された（2007年度予算額8.0億円、2008年度8.2億円、2009年度25.3億円、2010年度28.3億円、2011年度21.7億円、2012年度17.4億円、2013年度18億円、2014年度17.3億円、2015年度17.7億円、2016年度18.7億円、2019年度19.3億円）²。

（2）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2018年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、2019年4月より施行された、新たな在留資格である「特定技能1号」および「特定技能2号」が創設された。これを踏まえつつ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取り組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進し、今後の対応策の充実も図るため、2018年9月に検討会が設置された。2018年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が公表された³。具体的施策は以下のとおりである。

- 1. 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等
 - ① 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - ② 啓発活動等の実施
- 2. 生活者としての外国人に対する支援
 - ① 暮らしやすい地域社会づくり
 - ② 生活サービス環境の改善等
 - ③ 円滑なコミュニケーションの実現
 - ④ 外国人児童生徒の教育等の充実
 - ⑤ 留学生の就職等の支援
 - ⑥ 適正な労働環境等の確保
 - ⑦ 社会保険への加入促進等
- 3. 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組
 - ① 悪質な仲介事業者等の排除
 - ② 海外における日本語教育基盤の充実等
- 4. 新たな在留管理体制の構築
 - ① 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - ② 在留管理基盤の強化

² 内閣官房ホームページの各年予算額より計算。 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/index.html>

³ 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001280353.pdf>

③ 不法滞在者等への対策強化

住民税に関する施策については、「2. 生活者としての外国人に対する支援⑦社会保険への加入促進等」の中に「納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備」が述べられている。

○地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても今後、同様の措置を講ずることを検討する[法務省（国税庁・総務省）]《施策番号 95》

○受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う[法務省]《施策番号 96》

○個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入させる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック（仮）」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る[総務省]《施策番号 97》

これらの施策に対して、2018年度補正予算で61億円、2019年度予算として150億円が計上された。そのほかに関連予算として、地方創生推進交付金、独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金、人材開発支援助成金、不法滞在者対策等などがある。

このように日本政府も外国人の個人住民税の滞納について解決すべき課題だと捉えている。

第4章 外国人住民増加による住民税滞納の解決策

最後に、住民税の滞納の解決策について検討する。

(1) 自発的納付の推進

外国人が帰国する前に、住民課からの誘導で、税務課や国民健康保険課に立ち寄ってもらい、口座振替登録や銀行送金、オンラインバンキング、クレジット機能を活用した公金支払サイトなどによる納付方法を説明し、住所や電話番号、メールアドレスを聞き、自発的納付を促す。

(2) 情報収集と周知徹底の連携強化

基本的なことであるが、住民税のルールどおり、特別徴収を徹底することである。住民税の徴収には何よりも情報収集と周知徹底が重要である。事業者に対しては給与調査を怠らないことである。そして、事業者には、調査の際や日頃から住民税の徴収に理解が進むように説明し、理解してもらった上で、外国人に対して納付指導をしてもらう。所得税法上の給与所得の源泉徴収とのリンクを厳密化することも必要であろう。

(3) 出入国在留管理庁や国税庁との連携強化

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」でも出入国在留管理庁が納税を支援することが記載されたので、今後の成果が期待されるが、自治体は、出入国在留管理庁とより連携強化を図り、入出国情報を文書だけでなく電子メールや電話などでも照会したり、納付の指導を要請したりできるとよい。国税庁ともさらに連携し、実質的に、源泉分離課税化している所得税情報も入手できるとよい。

(4) 帰国時の特別徴収の一括徴収

地方税法第321条の5第2項は、「前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない」と規定している。

現在、納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申し出がなければ、一括徴収できないが、帰国時に一括徴収を原則化するのはどうか。

(5) 納税管理人の徹底

地方税法 300 条では、市町村民税の納税管理人について規定されている。しかし、実際には納税管理人が選任されないことが多い。よって、出国の際に必ず納税管理人を選任してから出国させるか、入国時に納税管理人を選任しないと入国させないという方法を検討する必要がある。

(6) 公示送達の見直しと納税通知書の電子メール送付

国外転出した外国人の住民税の徴収には、転出先の住所が必要であるが、出国時には国名しかわからない場合も多く、後日、住所が確定した際に、電子メールで連絡してもらうことになる。メールで連絡があればいいが、連絡がなく住所がわからない場合は公示送達となり、結果的に徴収できずに終わってしまう。公示送達は納税を促すものではなく、終了させるための手続きになっているので、公示送達を見直す必要があるだろう。

また、納税通知書を郵送でなく、電子メールに添付して送ることが可能になれば、出国時に新住所が決まっていなくても、メールアドレスは大抵持っているので、聞き出すことができるので、納税通知書の電子メール送付の検討は有効だと考える。

(7) 租税条約の見直し

転出した外国人の新住所が調査できるように、自治体が租税条約をもっと活用することが重要である。

現在、租税条約の第 2 条「適用される租税」に「住民税」が定められているのは、在留外国人数上位 10 か国では、中国、韓国、ベトナム、台湾のみで、フィリピン、ブラジル、米国、インドネシア、タイには記載されていない。ネパールとの間には租税条約がない。カナダ、オーストラリア、インドなどにも記載されていない。相手国に地方税制度が整備されている場合には、記載されていない国の租税条約に「住民税」を追加するという見直しをすべきである。

また、第 26 条「情報の交換」について、第 2 条に住民税が定められていれば、情報交換は可能であるが、たとえば、このような状況における条約上の権限のある当局が、総務大臣またはその代理者であることを言及しつつ、「日本国内で住民税が課税された者及び納税義務が承継された者の情報（名前・住所等）の交換をする」を追加したらどうか。さらに、住民税の執行機関が自治体であることを前提として、相手国（自治体もしくは国税）の徴税メカニズムを利用した「執行共助」規定をこれらの条約で締結できれば、相手国に滞納整理・滞納処分を実行してもらうことが可能となり、徴収の執行も日本・相手国双方ともに実効性を確保しつつ効率化できるのではないかと。その場合、総務省を經由した情報交換・執行共助の枠組みを検討する必要もあるのではないかと。

(8) 現年課税への移行と所得税と一緒にみなし源泉徴収

所得税の源泉徴収と住民税の特別徴収は事業者が従業員の代わりに納付するという点は

同じである。多くの場合、所得税は源泉徴収し、年末調整や確定申告で税を確定している。住民税は所得税のような申告納税ではなく翌年度に賦課している。所得税の源泉徴収は、従業員が納めている意識も薄く、「申告している」とは言い難いが効率的な仕組みであるので、外国人に限らず、住民税対象納税者についても、住民税も見込額で徴収しておいて、現年度で調整する年末調整の考えを用いて、次年度で還付する現年度課税の仕組みを導入したらどうか。個別に還付しなくても、次年度の年末調整で調整すればよい。なお、その場合には、この部分についての徴収納付義務者に対する国税と地方税の優劣を対等となるよう、法令を整理することが必要と考える。

以前から住民税の滞納を引き起こす要因として、地方税は前年中の所得に対する翌年度課税であるところが問題だと指摘されているが、給与が支給された段階で徴収すれば、地方税の仕組みを理解していないために、給与や退職金を使ってしまい、翌年度に滞納者になってしまう住民を減らすこともできるだろう。

エルタックスを活用した給与支払報告書の電子的提出がすでに実施されており、2019年10月から共通納税も実施される。国税システムと地方税共同機構のシステムも今後ますます連携が進む予定であるので、昨今のデジタル技術上、所得税の源泉徴収と一緒に住民税のみなし源泉徴収したり、翌年度の所得税の年末調整でみなし徴収していた差額の住民税の還付を調整したりすることは実現可能であろう。国税庁や企業と連携した現実的な制度を作ることは可能だと考える。

おわりに

本稿は、外国人住民増加による個人住民税の課題について検討した。

外国人問題は検討する課題がたくさんある。住民税だけでなく、固定資産税や国民健康保険料（税）、国民年金、転出取消、不動産登記、涉外戸籍など多岐に渡るため、包括的で効率的な解決策が必要である。自治体が他自治体や出入国在留管理庁、国税庁、事業者と個別に連携協力を深めることも重要であるが、国全体でさらなる解決策・仕組みを検討し、デジタル化を活用するとともに、諸外国の協力強化も図る必要があるだろう。